

大戦間イギリスの教育政策（1）

太田和敬

I はじめに

イギリスにおいては、ドイツやフランスのように「統一学校運動」を称する運動はおこらなかった。この時期におけるイギリスの中心的な運動は「中等教育拡大」のためのものであった。これは、労働党の「中等学校をすべての者⁽¹⁾に secondary schools for all」の運動が大きな力を持ち、以後の教育改革の動向をリードしたこと、そしてパブリックスクールの予備学校(preparatory school)の廃止が社会的な運動になることはなかったということによっている⁽²⁾。

しかし「統一学校運動」と自称する運動はなかったにせよ、統一学校運動が取り組んだ課題は明確に提起されていたと考えることができる。タイムズ教育版の「フィッシャーと改革」と題する記事は、初等教育の系譜(elementary schoolとcontinuation school)と中等教育の系譜(preparatory schoolとsecondary school)をどう関連づけていくかが最大の急務であるとしていたし、第一次大戦後の青年の教育・雇用について⁽³⁾の委員会のレポートは、単一の初等学校(uniform elementary school)を例外のないものとして提起している⁽⁴⁾。

この意味において、初等学校と中等学校を異なった体系としてではなく、一つの体系の段階である、と主張する労働党やハドレーレポートの政策・主張は、「統一学校運動」の特殊な一形態である、ということができよう⁽⁵⁾。

では、イギリス研究の固有の課題は何か。第一に、1926年のハドレーレポートから、スペンスレポートを経て1944年法に至るイギリスの教育政策は、今日の「多様化政策」の嚆矢であると考えられ、したがって、「多様化政策」の分析には不可欠な歴史的意味をもっていることである。しかし、これまでの研究では、この時期の教育政策について、きわめて矛盾の多い評価に終始してきたと言える。その端的な例として、成田克矢氏の『イギリス教育政策研究』をあげることができる。

成田克矢氏は、教育の機会の拡大が労働者階級の運動

によって促進されてきた、という基本認識の上にイギリス教育政策史を展開しており、機会均等の実現過程を発展として捉える点が成田氏の主要な理論的特色である。トーニーの『中等教育をすべての者に』について、氏は三点で高く評価する。

第一に、イギリス教育政策史上はじめて16才までの単一の、したがって内容的な多様性をふくんだその機会において最大限に均等化された公教育体系を構想したこと。

第二に、そこでは過去に別々の階級的閉鎖性をもって発達してきた基礎学校と第二段学校とが接続され、前者において初等教育の概念が定着せられると共に、後者はそれにひき続く同一体系上の発展的な第二段教育を提供するその名にふさわしい性格を与えられたこと。

第三に、第二段教育の機会を民衆に開放するための制度的・経済的障壁がはじめてはっきりと認識され、その排除が要求されたこと。更に、「能力観」の問題として、氏は「機会をあたえられることによって、能力が発達する可能性はますます大きくなると考えていた」と指摘している⁽⁶⁾。

次に成田氏はトーニーの欠陥として、「教育内容についての叙述に成功していない」と指摘しているのであるが、この欠陥の指摘は前述の第二の評価と明らかに矛盾している。そこでは「ふさわしい性格を与えられた」とされていた。このことは、成田氏が教育内容についての労働者の立場を創造しきれなかったイギリスの運動の発想に規定されているためと考えられる。

ハドレーレポートに対しては、成田氏はそれがトーニーの政策を実質化しようとした、中等教育史上画期的なレポートであるという「一般的な評価」を基本的に支持しつつ、「ハドレーレポートはトーニーの提案した16才までの第二段教育機会の開放を一年割り引いたばかりでなく、能力主義的な教育の分化と再編成への途を開いた」と批判している⁽⁷⁾。

しかし、トーニーの主張した「多様性の確保」が肯定され、ハドレーレポートのそれが「能力主義的再編」と批

判されることの根拠は示されていない。

堀尾氏の公教育論は「教育機会の拡大＝労働者階級の要求の実現」という図式の批判を一つの課題としており⁸⁾、それ故、教育機会の拡大が支配階級の利害にも一致しており、それ故にこそ支配階級が19世紀後半から国民教育制度をつくっていく点を、特に強調するかたちになっている。

堀尾氏によれば中等教育の一元化は「労働者大衆の子弟にも中等教育の機関を開くものとして積極的な意味もっている」が「中等教育のエリート教育の機関からエリート選抜の機関への移行を意味した」ものである。このことは、支配階級によって「意図」されたことであった。さらに堀尾氏はつけ加える。「帝国主義のインパクトと『帝国』形成の課題は『一体性をもった国民』形成の課題に他ならず、それは一元的学校体系と二つの階級をつなぐ中産階級の創出への期待となつてあらわれた。」それに対して労働者階級は、ラダー（選抜的階梯）ではなく、ハイウェイ（すべての者が通る広道）を要求したとされる⁹⁾。

堀尾氏は成田氏が——そう氏が明記しているわけではないが——同一の事柄の発展と捉えた、ラダーとハイウェイを対立する概念とし、ハイウェイの主張を継承しようとする。しかし、堀尾氏においては、帝国主義的中等教育の一元的体系——例えば今日の日本では、中学は義務であり、高校進学は90数%に達している——と、ハイウェイとは「制度」として具体的にどのように違うのかは明確にされない。そして「機会均等原則」が他のいかなる「原則」と結びつくか、という形で問題が整理されることになる。それ故「かくして問題は、そこで行なわれる教育の質いかんにかかっている」という課題意識につながっていく¹⁰⁾。

しかし、トーニーとハドレーレポートとを分析の対象とすることは、すなわち真に国民・勤労人民の求める制度と、能力主義的に構成された制度——「統一学校は、資本主義学校最後の、そして、社会主義の最初の学校型態である」というルナチャルスキーのことばに即しているならば、社会主義に発展する統一学校とあくまで資本主義を維持せんとする統一学校の差を明らかにし、前者の発展の可能性をさぐることを課題とすることである。形式と内容が相互規定的なものであるならば（ヘーゲル）、堀尾氏が対立的にとらえたラダーとハイウェイはそれぞれことなった内容原理をもつはずであり、それとの関連において制度的意味を把握しなければならぬであろう¹¹⁾。

イギリス研究の第二の課題は、次の点である。これま

でドイツやフランスの分析でみたように（研究室紀要1号、2号参照）統一学校運動というのは、体制側の学校制度改革の運動であって、それ故国家機関や地方の教育行政当局が様々な局面で関与していた。しかし、ドイツでは11月革命によって、フランスでは1920年代末の階級対立の激化によって、統一学校を社会全体の制度として定着させることができなくなってしまう。いいかえれば、統一学校という理念を制度として実現するためには、階級対立を——それが偽装であるにせよ——包みこむ社会的組織が必要なのである。労働党の綱領的文書である「中等教育をすべての者に」と自由党政府の政策である「ハドレーレポート」の中心的作成者が共にR. H. トーニーであるということは、イギリスでこうした社会組織が形成されつつあったことを暗示している。第二次大戦以後のイギリス教育行政の特質はパートナーシップにあるとされるが、このパートナーシップの基礎を築いたのが1918年のフィッシャー法であると考えられる。フィッシャー法によって形成されはじめた国と地方との関係を土台として、大戦間の教育政策が作られていく。

そこで本稿では、まずフィッシャー法の分析から入っていこう。しかし、フィッシャー法については、歴史的評価が定まっていまいといわざるをえない。したがって、まずフィッシャー法についての評価を整理しておこう。

フィッシャー法の最も新しい研究と思われるアンドリュース (Lawrence Andrews) の著書は結論として次のように評価している。

「結論的にいって、1918年教育法の52条においては、第一次世界大戦を通じて増大した社会的・教育的な、ますます増加してくる要請に、注意が払われている。20世紀初めの大きな発展——流動的な社会的経済的要因や、誕生から青年まで子どもの生活に及ぼすすべての影響に対する利害の増大を反映して、学校の類型が変わりつつあるように——は、フィッシャー法の改革に連結するものであった。結果は第一次世界大戦の前には明らかであった教育制度上の多くの欠陥が除かれた。そして、未来の改革者が依拠することのできる強固な骨格が準備された。このことの故に、1918年教育法は、1870、1902、1944年教育法と同じように第一級の重要性をもつ法的基準としての位置に置くことができる¹²⁾。」

成田克矢氏も、フィッシャー法に高い評価を与えながら、しかし少し異なった評価を与えている。

「フィッシャー教育法はこの節で検討したところか

大戦間イギリスの教育政策（1）

ら、大戦をたたかいぬいた国民大衆への、戦後復興ないしは改造要求にたいする国家の譲歩の一環であったといえることができる。したがって、それは国家経済および政治の戦後動向のなかで、国家の手によりきびしく割りきされることにもなったのである。しかし、同法における教育改革に反映されたところの、国民の進歩のための要求こそは、新しい立場と水準による教育改革への準備であったというべきであろう⁽¹³⁾。」

アンドリュースは、フィッシャー法による実際の改革を高く評価しているのであるが、成田氏は、実現はしなかったが法制定された内容を——つまり、国家に譲歩させた内容であるが故に、逆に反撃された——高く評価している。

一方、サイモンは「教育発展の一つの段階を画すほどのものではなかった⁽¹⁴⁾。」とし、レスター・スミスも近代公教育の三つの重要法に加えていない⁽¹⁵⁾。こうした評価の代表はすでにトニーにみられるのであって、国民すべてに中等教育を保障していく、ということに中心的課題をみいだすことに、この消極的評価は基づいている。トニーは次のように書いていた。

「1918年法は、そのあらゆる長所とともに、一つの欠点をもっていたからである。それは、ほんとうにはその問題に正面から向かれなかったのである。つまり、初等教育の役割は何か、中等教育の役割は何か、両者の関係はいかにあるべきか、という問題にである。しかし、半世紀にもわたる苦い経験がわれわれに教えてくれたはずのものは、決定的に重要なのはまさしくこういった問題だということである⁽¹⁶⁾。」

又、評価の視点においても、小堀勉氏のように国家統制という点を重視する論者⁽¹⁷⁾、菅野芳彦氏のように義務教育年限の延長を重視する論者等⁽¹⁸⁾、つまるところ、評価はまことに混乱しているのである。

そこで本稿(1)では、戦間期教育改革にとってのフィッシャー法成立の意味を明らかにし、次の(2)において、ハドレーレポートからスペンスレポートに至る「多様化」の構造を考察することにしよう。

Ⅱ フィッシャー法への前史

まずはじめに、20世紀に入ってからフィッシャー法に至る教育史的整理をしておこう。

イギリス教育史上極めて重要な1902年法（バルフォア法）は次のような内容をもっていた。

第一、カウンティ参事会（County Council）とカウンティバラ参事会（County-borough Council）が地方教育

当局（Local Education Authority）となり、それまでの学務委員会（School Boards）や学校出席委員会（School Attendance Committee）を廃止した。

第二、地方教育当局が、世俗教育については、公立（Provided School）私立（Non-Provided School）を問わず初等教育を管理する。そして、私立学校についても国庫補助及び地方税の支出を認める。

第三、初等以外の中等教育、師範学校などについて、地方教育当局は、措置することができる。

第四、教育庁（Board of Education）の最終的監督権限を定めたこと、等である⁽¹⁹⁾。

この法によって、はじめて公立の中等学校を地方教育当局が設立する権限を与えられたのであるが、しかし、初等学校・基礎学校と中等学校は別体系とされ、将学金によってわずかに橋がかけられた⁽²⁰⁾。

当時、中等学校の法的定義はなく、単に「初等以外の教育」とされていたが、1904年の教育庁の「中等教育規則」によって次のようにはじめて与えられた。

「16才までの、およびそれ以上の生徒各人に、一般教育・身体・精神・道徳教育を完全な学年段階の課程により、初等学校が与えるよりも、より広い範囲と進んだ程度で与える全日制、および寄宿学校」

そして、その課程は外国語を含む古典的な学校を模範とするものであった⁽²¹⁾。そしてモラントによる中等教育政策は、特別優秀な者を中等学校に入れる、という考えを基礎としたものであり⁽²²⁾、国家統制の強化された時期であった、と評価されている⁽²³⁾。

そして、1907年の「中等学校規則」で、中等学校が授業料を徴収する場合、教育庁の承認を受けることとなり、又、政府補助金をうける学校は、生徒の25%以上を無償（free place）としなければならないことが決められた。無償席の入学のためには、そのための学力テストが教育庁の承認の下に実施され、このテストのために、1919年より知能テストが使用されることになる⁽²⁴⁾。

1916年ロイド・ジョージ内閣が成立し、シェフィールド大学副総長⁽²⁵⁾、フィッシャー（H.A.L. Fisher）が教育庁総裁に迎えられる。そしてフィッシャーの下で、青年の雇用及び教育についての政策が検討され、フィッシャー法へと展開していくのであるが、当時の教育に関する地方教育当局の意識をみておこう。1917年の1月から3月まで、タイムズ教育版の「地方教育当局（Local Education Authority）」という欄に報じられた各地方当局が取り扱っている事項は次の表のようになっている。

表1

教師の給与引上げ	13	青年の労働	4
財 政	11	保健・衛生	3
校舎改築	7	体 育	2
奨 学 金	5	宗 教 教 授	1
児童の出席確保	5	戦 争 労 働	1
中等学校の拡大	5	青年の娯楽	1
教 師 教 育	5	中央の統制	1

この表からわかるように、第一次大戦末期イギリスでは、教育の物的条件の確保に苦悩していたのである。こうした現状を踏まえて「戦後青年雇用、教育に関する委員会」の報告が1917年4月に出された。概略は次のとおりである。

「1. 現在の教育の問題は、1911～1912年において、14～18才の青年の内、81.5%は全く学校に通っていない上に、通っている者も途中でどんどんやめてしまう、という量的なことがらと、その年齢はほとんどが雇用され、夜間学校(evening school)は、教育的とはいえ、したがって産業上効果があるとはいえない、という質的なことがらである。

2. ギャンブルが増加しており、父の権限によって事態を解決することは望むことができない。

3. したがって、全日制義務就学の強化、義務的な継続学校の設置が必要である。

a. すべての地域に画一的初等学校(uniform elementary school)を設置する。

b. 地方教育当局は、継続学校を設置する義務をもつ。

工場法の適用を拡大して、14～18才の就学していない青年に対して、年間320時間の継続教育を義務化する。その内容は、道徳・体育・技術訓練を含むものとする。

4. 財政は苦しいが、公的基金によって行なう。

5. 大学は入学試験を行なう。」⁽²⁶⁾

注目すべきことは、労働力養成と公教育が関連したものとして計画化されていること、単一の初等学校が提起されていることであろう。ドイツ統一学校運動の影響を後者にみることができる⁽²⁷⁾。

さて、フィッシャーは、1917年早々から改革の意思を表明していたが、8月16日に下院に法案を提出するまで、教育界では様々な論議がなされていた。そこで、いかなる論議があったのか、団体の要求によってみておこう。

「校長協会(The Association of Head masters)」は1月の教育改革審議会で討議を行ない、そこではW.E.A.(Workers Educational Association)やN.U.T.(National

Union of Teachers)が15～16才まで国家的統一的な教育をうけることを要求としてまとめたことが主要な議論となり、「全ての者に中等教育を開く」という多数意見が形成され⁽²⁸⁾、7月になって、全体的要求をまとめた。

校長という性格からして、行財政への要求が顕著である。

「1. 教育庁は全国的な視野で行政を行ない、地方教育当局との協調を重視すべきである。

2. 地方教育当局は、納税者(ratepayer)ばかりみて行政を行なっているが、地域全体の必要をみなければならず、又、広い地域での協力、大学との協同が必要である。

3. 国と地方の関係を改善し、財政基盤を確立すべきである。そして、地方教育当局は、一般的な統制、及び財政に任務を限定すべきである。」

これらの要求は、国と地方の協調を図るとともに、個々の学校の運営については校長の権限を確保する目標に貫かれている。

「4. 就学義務の徹底。

5. 中等学校・定時制継続学校の増加。

継続学校の義務については、技術訓練のみではなく、一般教育をも含め、週12時間を40週とする。地域(community)の要請に適合させる。

6. 11才で中等学校に進み、将学金、無償席の為のテストを全小学校で行なう。」⁽²⁹⁾

ここで注目すべきことは、中等学校を小学校後、大学までの間のすべての形態の学校を呼んでいること、全国的なテストを主張していることである。この二つは、ハドレポートの骨格を形成する原則の発生を表わしている。そして校長協会の姿勢は、エリート主義である、との批判をうけていた⁽³⁰⁾。

「教頭協会(The National Association of Head Teachers)」は3月に概略次のような改革を提起した。

「1. 離学年令(school leaving age)が14才以下にならないようにし、15～16才ぐらいにするように努力する。

2. 小学校から大学までの協調をはかり、そのために小学校、中等学校、技術学校を地方教育当局の管轄とする。

3. 中等学校の入学は、一定の学力水準に達することを条件とし、地方教育当局は将学金を十分に準備する。また中等学校から技術学校、大学への道を開く。

4. 14才以上で就労している青年については、給料をさげることなく週8時間以上の継続学校への就学を勧めるべきである。

大戦間イギリスの教育政策（1）

5. 週48時間以内の労働時間制限。」⁽³¹⁾

ここで特徴的なことは、継続学校の義務化が主張されていないこと、そして中等学校を全学校体系の中に有機的に位置付けるとともに、階級的=閉鎖的な中等学校を能力原理によって再編していく志向性がみられることである。周知の如く、中等学校は当時一定の学力水準を必ずしも要求されず、したがって高い授業料を払う者、奨学金テスト、無償席テストに合格した者、という多様な生徒が存在し、過渡的な性格をもっていた。

「全国教育協会（The National Education Association）」は、4月19日にフィッシャーの講演をきき、5月にそれに対する見解をまとめた。

「1. 補助金の増加のみならず、安定して支出されること。（具体的な計算が細かく示されているが、ここでは省略する。）しかし教育庁や大蔵委員会の権限強化の可能性があるので今後研究が必要である。

2. 教師の給与の最低基準を定めるとともに、資格のない教師や充分訓練されていない教師がいることの解決が必要である。

3. 義務就学における出席の確保、及び初等学校の年長者は中央学校（Central School）等に移行させること。ただし二重体系（Separate system）がある限り、16才までの初等教育を保障する必要がある。

4. 教育庁が地方教育当局に計画、報告を求める権限をもつこと。

5. 新しい法律は必要ない。現行法内での改良が可能である。」⁽³²⁾

教師が中心となっているこの団体において、教師の給与の問題が極めて大きな比重を占めている。二重体系をなくすべきだとされていないことは、注意すべきであろう。

次に中等学校関係の団体についてみてみよう。まず「中等学校教師協会（Association of Assistant Masters in Secondary Schools）」は次の如くである。

「1. 地域教育当局（provincial education authority）に教師の代表を含めること。

2. 学校組織は次の如くする。

8～12才 初等教育

12～16才 a 全日制中等教育

b 全日制技術教育

d 定時制中等教育・技術教育

d 高等小学校教育

16～18才 a 大学

b 高等技術教育

c 定時制教育

3. 12才以降の選択は、親の権利とする。したがって、選抜テストは非教育的でもあり、実施しない。」⁽³³⁾ 中等教員が中心となっている「古典協会（Classical Association）」は5月に次の如く要求した。

「1. 教育庁は、b. すべての地方にラテン語、ギリシャ語を十分に教えることが可能な中等学校を男女各1校以上設置する。b. それに加えて、現代外国語、ギリシャ語を中心とする中等学校を設置する。c. 奨学金を拡充する。d. 小学校からのみではなく、他の中等学校から古典中等学校への移行を容易にすること等を進めるべきである。

2. ラテン語、ギリシャ語を中等教育の原理とすること。」⁽³⁴⁾

中等教員の姿勢が、中等教育の特権的地位を守ろうという傾向にあることは、当然のことでもあり、古典教員にそれが特に顕著であることも、フランスやドイツと変わりが無い。しかし、注目すべきことは「古典協会」では、この要望をフィッシャーに直接提出して討論しているのだが、W.E.A のマンスブリッジ（A. Mansbridge）やケンヨン（F. Kenyon）が労働者にとっても、ラテン語やギリシャ語は有利であり、人文主義への要求もある、として積極的にこの要求を支持して発言していることである。そして、それに対して歴史学者フィッシャーがむしろ自然科学や現代的内容の重要性を指摘している。フィッシャーは、教育庁の主要な任務は、義務年令の子を確実に就学させること、その期間をできるだけ長くすることだ、と回答を行なった⁽³⁵⁾。

では次に労働運動をみておこう。

T.U.C. は積極的に学校制度の要求をとりあげてきたが、1916年10月に有名なブラッドフォード憲章（Blodford Charter）を決め、そこで次のように教育要求を定式化した。

「1. 普通無償義務の中等教育（産業による傾斜、入試廃止）。

2. 16才までの例外のない就学義務。

3. 二重制度の廃止。」⁽³⁶⁾

このブラッドフォード憲章は、1917年の労働党大会でも支持され、次のような要求決議をあげている。

「1. 一切の授業料の廃止。

2. 義務教育年限の16才への引き上げ、18才までの定時制の通学義務。

3. 普遍的な無償の義務中等教育。

4. 中等教育修了以前の定時制禁止。

5. 地方教育費の国庫負担、中等学校教師の年金制。」⁽³⁷⁾

労働党についていえば、スローガン、要求として「原則」的でありながら、過度の「原則主義」であり、現実との緊張を欠いたものであった。この労働党の弱点は、フィッシャー法の審議過程で現実化することになる⁽³⁸⁾。

さて以上各種団体の教育要求をみたが、何よりもまず気づくことは、各々の要求に大きな差がみられない、ということである。ドイツの教員団体は、先にみたように「統一学校」という原則についても、又、その他の具体的要求についても、敵対的という程の相違がみられた。しかもドイツの場合、労働組合や社会主義団体を除外してもなお敵対的であったのに、イギリスにおいては、労働組合や労働党を含めてなおかつ、要求のかなりの一致をみているのである。このことが、後のハドレーレポート、1944年法へとひきつがれていく政策の形成に重要な役割を演じたことは、容易に予想されるところであろう。

Ⅲ フィッシャー法の制定過程

フィッシャーが改革案を出したのは、1917年2月のことであり、「緊急提案（2日）」「一般原則（5日）」という文書によって、就学年齢の引き上げ、ハーフタイムシステムの廃止、幼児学校、継続学校の充実、中等学校の改革、教師教育、奨学金、補助金の増額を骨子とするものであった⁽³⁹⁾。これらの内容は地方教育当局に伝えられ、いくつかの市で検討が始まった。

当時、地方の財政は極めて悪化しており、補助金の増額を柱とするこの案は、概ね好意的に受け取られたが、いくつかの反対もあった⁽⁴⁰⁾。当初より活発な議論がなされ、5月に草案の発表、8月に下院提出と進んでいく。内容は表2のとおりであるが、地方教育当局と中央の教育庁の権限義務関係を具体的に規定すること、就学年齢を引き上げ、雇用を制限すること、補助金を増額することが柱となっている。

フィッシャーは、法の提出の前後、精力的に各地、各団体をまわって、意見聴取及び事情説明を行なった。

特に提出前の演説は、記録にみられる限り、教育水準を上げるために教師の質を高めなければならない、そのためには教師の給与を高めなければならない、という内容に集中している。

4月19日にフィッシャーは下院で教育についての長い演説を行なったのであるが、はじめに補助金を増加する説明をしたあとで1970年法、1902年法によって、教育の拡大がなされた現状を指摘した。

「中等学校の補助金の増加は、生徒の増加によるものであり、そして、戦時中の労働者階級の財産の増加の最も重要な直接的な結果は、中等学校入学の増加及

び在学年限の延長とである。」

「たとえ、初等教育の価値を疑う者があったとしても、戦争の経験によって、その疑いは消えたにちがいない。しかし、それにもかかわらず教育の維持にとって教師が本質的に重要である。

もし、教師が悪ければ、金をかけた建物も施設も大部分は機能せず、教育制度は失敗するだろう。」⁽⁴¹⁾

そして、給与の最低基準を定め全体として上昇させること、初等学校教師の養成を中等学校で行なうことは提案している⁽⁴²⁾。

フィッシャーは、プリマウス、ニューカッスルでおこなったこの直後の演説でも、同様の趣旨をくりかえしているが⁽⁴³⁾、4月19日の下院の演説に対してすぐに——大方は好評であったとはいえ——批判の声があがった。それは、財政補助による地方統制の危惧であった⁽⁴⁴⁾。二回の下院での討論で出された反対批判点は次のとおりである。

1. 地方の統制、教師の統制の危惧 (P. Magnus).
2. 財政の増大は、納税者の負担増にならないか (F. Banbury).
3. 中等教育については、自己の名誉と責任で教育すべき (O'Ponnell).
4. 宗教教育は不可欠 (E. Cecil).
5. 機械化という時代に即応して実科教育を重視すべき (S. Smith)⁽⁴⁵⁾。

こうした批判に対して、フィッシャーは、提案前に反論を試みている。ニューカッスルで「国が改革に関係する、ということについてよく疑問が出されるのであるが、教師の給与について基準を定め、それを保持することは必要であり、それを議会で決めることも必要である。」⁽⁴⁶⁾

もちろん、財政補助に対しては教育現場では切実な要求でもあり、フィッシャーの提案はそれを踏まえて出されたものである。7月12日に、校長協会と中等学校協会連合協議会 (Federal Council of Secondary School Association) がフィッシャーに対し、教師の物的条件は、地方教育当局によってことなっているの、物的援助を増額してほしいという請願をしている⁽⁴⁷⁾。

こうして、8月16日法案が下院に提出されるが、周知のように、地方教育当局及び綿織物業界を中心とする産業界から反対をうけ、暗礁にのりあげてしまう。

8月16日の演説は次のような骨子であった。

1. 戦争によって明らかとなった教育の欠陥を正すことが一つの目的である。
2. 宗派問題については論議をしない。

大戦間イギリスの教育政策（1）

表 2 フィッシャー法の概略

（法案 1917. 8. 修正案 1918. 1. 決定 1918. 8. の対照）

A. 地方教育当局の権限及び義務

	法 案	修 正 案	決 定
1	公教育に対する原則的義務	同	同
2	諸計画を教育庁に提出する義務（継続学校、等）+ 教員の供給・訓練	諸計画を教育庁に提出する権利及び義務（同）+ 同	同 （継続学校・職業学校・カレッジ等）+ 同
3	教育庁により承認された場合の実行義務	同	同
4			親・関係者を代表するようにしなければならない。
5	義務 a. 中央学校, 学級, 特別学級高等科 (courses of advanced instruction) b. capacity circumstances age に応ずる実科教育 c. 小学校以外への転出・進学準備 d. 無償の継続学校	a. 同 b. 同 c. 同 d. 同	a. 同 b. age, ability requirement に応じる実科教授 c. 同 d. 同 e. 衛生・医療について充分配慮すること。
6	権限 a. 数区域における合同委員会 b. 寄付金及び借財 c. 小学校以外の教育への地方税制限（1902年法）の廃止 d. 休日野営, 学校野営, 体育施設, 学校浴場, プール, 社会的訓練の施設, 遠隔者のための宿舎, 下宿施設, 保育学校 e. 教員, 学生の研究補助 f. 宗教教員以外の教員の任命 g. 同一宗派の小学校数校ある時, 子どもの分配（教育庁の許可） h. 土地購入（教育庁の許可） i. 会議の費用（教育庁の規程による） j. 子どもに残酷な者の起訴	a. 同 b. 同 c. 同 d. 同 e. 同 f. 同 g. 同 h. 同 i. 同 j. 同	a. 同 b. 同 c. 同 d. 同 e. 同 f. 同 g. 同 h. 土地購入（教育庁, 住宅区域のときは議会の承認） i. 同 j. 同

B. 教育庁の権限及び義務

	法 案	修 正 案	決 定
1	権限 a. 地方教育当局の計画を認可 b. 継続学校について, 通学時期, 警告, 証明書, 等についての規定	a. 地方教育当局の計画を認可する（異見のときは協議, 非承認のときは, 理由を公表） b. 同	a. 同 b. 同

	法 案	修 正 案	決 定
	<p>c. 特別市以外の市参事会の権限を 州参事会に移行する。</p> <p>d. 管理上問題がある時、調査委員 会（教育庁の任命）</p> <p>f. 地方教育当局が教育法の適用に 疑問がある時は、教育庁の解釈 による。</p>	<p>c. 削除</p> <p>d. 管理上問題がある時、調 査委員会（1人以上教育 庁が任命、当該地で聴聞 会）</p> <p>e. 地方教育当局への教育補 助（実費の$\frac{1}{2}$）（議会によ る停止不可、地方教育当 局の不正のときは減額）</p> <p>f. 削除</p>	<p>c. 削除</p> <p>d. 同</p> <p>e. 同</p> <p>f. 削除</p>

C. 通学及び雇用

	法 案	修 正 案	決 定
1	<p>5歳～14歳の例外のない就学義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方教育当局は15歳にまで引上げ得る。 （但し、その場合14～15歳は、就学免除） ・保育学校が充実な時は、6歳まで免除 可 ・通学しない者の効果ある教育を受けて いるか、否かの認定は、地方教育当局 ・非宗教的教授について、地方教育当局 の権限 	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>+但し、10人の親の請求によ る公開審査が必要</p> <p>同</p> <p>同 +それにより、宗教教授 を受けられない時の宗教 の時間の保障</p> <p>・障害児はこの規定に無関 係</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>教育庁・地方教育当局の視察 及び充分なる出席の記録がな ければ、就学と認めない。</p> <p>同</p> <p>同</p>
2	<p>学期は地方教育当局が定める</p>	同	削除
3	<p>14歳で義務を終わり、16歳まで就学しない 者は、1年320時間の継続学校に就学する義 務（違反の時は本人及び保護者罰則）</p>	同	同
4	<p>雇用制限</p> <p>イ. 継続学校への通学時間</p> <p>ロ. 12歳以上14歳通学時間、午前6時前、 午後8時後</p> <p>ハ. 12歳以下</p>	同	<p>同</p> <p>ハ. +(12歳～14歳)</p> <p>・日曜日、1日2時間以内 但し、雇用については、地 方教育当局の認可が必要。 （許可については教育庁に 訴える）</p>
5	<p>就学義務の実施については、地方教育当局 の責務</p>	同	同
6	<p>通学を妨げたり、健康を害する雇用禁止（罰 則</p>	同	同

大戦間イギリスの教育政策（1）

3. 行政上は、1902年法の原則により徹底する、ということである。

（大学、地方教育当局が管理しない中等学校・工業学校、特待生、高等師範学校等については、除外している。）

4. 学校医療の改善。

5. 市民としての精神を養うことが、最も重要な教育的課題である。

6. 具体的提案としては6つである。

- (一) 教育行政の改善. (二) 14才までの就学義務. (三) 継続学校への就学義務. (四) 小学校教育の改善. (五) 小学校補助金の整理. (六) 私立学校との関係の改善⁽⁴⁸⁾.

教員給与の増額については、基準の国定ということ以外は、反対もなく実行に移されていった。フィッシャー法自体は一度廃案になり、再提出されたのであるが、教師の給与改善については、地方で実施されていくことになる。因に、1918年1月10日号から3月7日号までのタイムズ教育版の地方欄に報道された68都市の記事の中で、32の記事が、教師の給与の改善に関するものであり、しかもその改善は補助金の増額によって可能になったと紹介されている。しかも、一年前の同時期の記事には、フィッシャーの改革に対する批判的見解が少なくなかったが、この時期には積極的に受け入れ、フィッシャーの趣旨にそった計画づくりを進めている地方当局が出てきている。(Plymouth Birmingham, Nottinghamshire)。

このようにみると、一度挫折したフィッシャー法が教育界に受け入れられていくのは、何よりも教師の給与改善を軸とした補助金の増大であったということが出来る。

初等教員の給与は、次の表3のように改善されていった。

表 3 初等教員の給与⁽⁴⁹⁾

	1911 £	1914 £	1920 £	1924 £
1. 校長				
(a) 男	435	450	633	767
(b) 女	313	324	472	595
2. 助教師				
(a) 男	166	174	297	390
(b) 女	120	126	212	308
3. 全教師				
(a) 男	200	208	332	424
(b) 女	133	139	224	321
(c) 男女	167	173	271	370

1918年から1921年にかけて、地方教育当局の支出は、教師の給与について著しく増加しており、教師の平均給与も増額されている。これは、法によって、給与水準の改善が行なわれたためである⁽⁵⁰⁾。

表 4 地方教育当局の初等教育支出⁽⁵¹⁾ (£ 000)

	計	教師給与	給与の割合 %
1913—1914	25,608	16,416	64.1
1918—1919	34,763	24,191	69.6
1919—1920	45,294	31,356	67.0
1920—1921	58,420	39,528	67.66
1921—1922	60,695	41,603	62.1
1922—1923	58,424	42,188	68.54
1923—1924	56,736	41,019	72.3
1924—1925	57,529	41,100	71.4

周知のように、イギリスでは、1920年暮から恐慌に陥り、1921年に設置された「国民支出に関する委員会（ゲッチェス委員会）」によって、経費削減が強行されるのであるが——事実、1922年以後初等教育費は減額されている——表3、4をみる限り、その中で教師の給与について、大きな配慮が図られていることがみてとれる⁽⁵²⁾。したがって、フィッシャーが当初、公的に発言していた目的は、実現していったということが出来る⁽⁵³⁾。

さて、その強い反対によって、法案を一時挫折させた綿織物業界の反対について検討する必要がある。サイモンは、安い労働力を欲する古くから確立した産業の要求と評価しているが⁽⁵⁴⁾、彼らはどういう理由付けの下に反対したのか。種々の発言、資料によって知ることのできる理由は、次のようなものである。

1. 継続学校への義務就学は、非実用的であり不可能である。16才から18才というのは青年にとっても有利な労働時期なのだ⁽⁵⁵⁾。

2. 継続学校の義務化及びハーフタイムシステムの廃止は、24%の労働者に影響し、8%の労働力が消失する。これは産業にとって重大である⁽⁵⁶⁾。

3. ランカシャーでは、児童労働に依存しており、高い労働力に依存したら、日本やイタリアに勝てない。更に児童労働の賃金を低下させる⁽⁵⁷⁾。

4. 教師がみつからないだろう⁽⁵⁸⁾。

これに対し、フィッシャーは、マンチェスターに出かけて説得を試みている。彼は大要次のような演説をした。

「教育については、地方の努力が大切であって、特にマンチェスターは産業の中心であること同様あるいはそれ以上に教育の中心なのであるから、諸君は文化

(Culture) が価値あることだということを理解しているであろう。我々がやろうとしていることは大変単純なことなのである。それは、第一に小学校の条件の改善、第二に中等学校の拡充、第三に14才までの義務就学である。私はジョン・マッコーネル氏からの反対の書簡を受けとった。この三つは良いが、継続学校の義務化、パートタイムシステムの廃止には反対だ、ということである。

しかし、それによって失なう労働時間というものは大変にわずかであってむしろ得るところの方がはるかに大きいのである。

第一に、一般的労働への応用力。

第二に、労働の習慣の形成（特に女子の場合）。

第三に、労働時間の短縮が機械化の刺激になること。

法の適用において私が考えているのは、労働時間、順応性における改善、青年労働の減少及び社会の健全化という三つの要素についてである。労働青年は、体力において明らかに劣っており、継続学校ではこうした面についても配慮することになっており、こうして社会の健全化をはかることが必要なのである。

どうか、狭い産業的利害のみで考えないでほしい。」⁽⁵⁹⁾

フィッシャーの考えは、綿織物業という狭い範囲ではたしかに不利な面は多少あるが、より全体的な視野からみれば、産業上も利益になるのだ、ということであった。それ故、マンチェスターやランカシャーの業界関係者の不満はこれで全くおさまらず、先の1、3のヒッペルトの反対が後になっても強行になされるのである。

フィッシャー自身の言明からきれば、上記の表現は当初とは若干の相違をみせている。8月16日の下院での提案説明においては、継続学校の目標は、産業により密接な教育をすることによって、産業にとっても利益が大きいこと（したがって、教育内容は当然地方によって異なるであろう）第二に週8時間の教育が理想なのではなく、より多くの教育が望ましいこと、第三に機械の付属物になっている感のある労働青年に一定の解放を与えるものであることが主張されていた⁽⁶⁰⁾。端的な変化は、個別産業への不利にならないという配慮が前面に出てくるのである⁽⁶¹⁾。このことは、タイムズ教育版が指摘していたが⁽⁶²⁾、事実上この変化において、継続学校の義務化の挫折は既に明らかとなっていたといえる。以上みたごとく、フィッシャー法が当初の予定どおり進まず、かなりの修正、後退を余儀なくされたのはこの産業界の反対及びこれに呼応する労働団体の圧力であったということが

できる⁽⁶³⁾。

次に、地方教育当局からの反対について考察しておく。表2によって明瞭なように、継続学校に関する規定とともに、教育庁及び地方教育当局の関係についての規定が修正内容の大部分を占めている。しかも、修正はすべて、教育庁の権限の強化を是正し（弱め）、地方教育当局の自主性を保障する方向でなされていて、その逆は一つもない⁽⁶⁴⁾。

19世紀以来、少しずつ中央政府の権限が強化されてきたとはいえ、第一次大戦前は、まだ分権主義が基本であったということができよう。総力戦としての第一次大戦は教育をも全国的な統制下においた。教師の徴兵、校舎の兵舎としての利用、学童の奉仕等は、それを端的に示している。これらは、全国の教育上の人的物的条件を計画的に利用したものであり、フィッシャー法がまずはじめに提案された内容は、この状況を基盤にしていたといえることができる。戦争はまだ終結していなかった。したがって、1917年8月に提案された内容は確かに、教育庁の強い権限と、地方教育当局の義務が基調となっていた。

提案の説明演説でフィッシャーは、次のように述べている。

「私は全ての州及び特別市の参事会に対して、管轄区域内の教育の発達と大きな組織の実現に資する規定を設けて、計画を教育庁に提出するよう義務付けるものです。」⁽⁶⁵⁾

具体的には、1. 教育庁が諸事項についての基準を設定すること、2. 地方教育当局が計画を作成する義務を負い、教育庁が審査して認可する権限をもつ、という二つの内容からなっており、それを実質的に保証するものは補助金であった。

この法案に分権主義的な地方教育当局が反対したのはごく自然なことであった。その理由は「統制の強化」ということにつきる。ロンドン教育委員会(London Education Committee)の議長のC.S. コップ(Cyril S. Cobb)のフィッシャーあて書簡が、その気分をよく表現している。

「教育庁はもちろん、のろまな当局にその権限を実行し、義務を果すように強いて行なわせる権限を持っていなければなりません。行政の条項は極端な場合のみ実行可能であるようにはなっておりません。条項はあまりに一般的で幅広いという性格を持っています。地方教育当局の経験や行動力を、教育庁がうばってしまうかのような権限の集中をその条項は与えていません。」⁽⁶⁶⁾

大戦間イギリスの教育政策（1）

教育庁の指導性の原則については、充分認めながら、それが無限定であること、地方の主体性を奪うことについては否定しているのである。これに対するフィッシャーの回答はどうか。長くなるがまとめておこう。

1. 地方教育当局の任務を明確にすることは、むしろ自由を確認し、増すことである。

2. 本質的に重要なことは計画の作成であり、その方法である。

3. 真に教育について考えるならば、中央と地方とにおいて大きな認識上の食い違いが生じないはずである。食い違いが生じたときは、より豊富な経験にとみ、国会に責任を負う教育庁が子どもへの責任をより多くもつのは当然である。

4. 34条（費用支出についての基準作成）は現行法よりゆるやかであり、36条（調査委員会）は現行法にある。等々決して統制の強化を意図したものではない。

5. 全国的最低基準の設定が、中央政府の権限であることは諸君も認めるであろう。

6. できたら包括的な補助金を創設したい。

7. まじめな批判は大いに歓迎する⁽⁶⁷⁾。

フィッシャーが主にめざしていることは、教育庁と地方教育当局が同じ土台にたつ国家的計画の作成であって、それは、アンドリュースが指摘したように、パートナーシップとよぶのがふさわしいであろう⁽⁶⁸⁾。3月12日の下院での答弁でフィッシャーは「地方教育当局が、全教育についての骨格的な計画をたてることが必要である。決して継続学校のみ計画ではないのであって、そうしてこそ国家的計画(national scheme)が可能になる。国と地方教育当局の協力によってはじめて教育機会の平等が達成されるのである。」⁽⁶⁹⁾とのべている。しかも、この点については、フィッシャーは自信をもっていたといえることができる。原案を撤回せざるをえない状況になり「法案が死んだ」という世評になったとき、フィッシャーはタイムズに法は死んでいない、地方教育当局とは話合いが進んでいる、と語っているのである⁽⁷⁰⁾。

こうして多くの反対にもかかわらず、フィッシャー法は1918年8月に修正の結果成立する。継続学校の義務化は延期という形をとり、結局実質的に無効となってしまふ以外は、承認されることになった。継続学校は、むしろ一方において成人教育の問題として、他方において中等教育の義務化の問題として質的に発展していくといえる。

ではフィッシャー法の影響はどのように現れたのか。詳細は別の機会に譲るが、特徴的は2、3の例を紹介しておこう。

ロンドンの市参事会(London Lounty Council—LCC)は1919年から、1921年にかけて次々と教育の計画を作成している。パンフレットのナンバー順にあげておくと次のとおりである。

(1) Backward Children.

(2) Promotion of Children in Elementary Schools.

(3) The Teaching of Science in Elementary Schools of the London County Council.

(4) Report to the Education Officer by the Conference of School Libraries.

(5) Instruction of Children over 11 years of age in Ordinary Elementary Schools.

(6) Development of Education in Public Elementary Schools.

(7) Development of Education in Public Elementary Schools.

(8) Time Tables of Schools.

(9) The Prefect System in Elementary Schools.

(10) The Final Year at an Elementary School.⁽⁷¹⁾

これらの計画は、具体的に地域の教育行政官がいかなる問題に直面していたかをよく示している。ここで提起されていることを簡単に概括しておくと、

第一に、障害児のための施設の拡充。

第二に、「すべての者に科学を！」が戦争の教訓であり、ステロタイプ化している科学教育を改善する⁽⁷²⁾。

第三に、科学教育の改善として、(一)科学的な本を読むこと、(二)工場見学などをとり入れる。

第四に、11才以後で小学校に残っている者については、カリキュラム及び教師をより高い水準のものに再編すべき。

第五に、更に、中央学校(Central School)の拡充、等である。

すなわち、問題となっている最大のことは小学校における自然科学教育を中心とする水準向上、そして11才以後の教育の再編(無就学の除去)である。

もう一つ、ランカシャーの教育関係者の協議による10ヶ年計画をみてみよう。「教育の国会制度(A National System of Education)」と題されたこの計画は、現存する学校を承認する形でできあがっているが、特徴的なことは12才ですべての者が12才までの小学校教育より、一段高い教育をうけるようにすること。Aクラス、リーダー層になる者(2%)、Bクラス、給与生活者になる者、Cクラス、熟練工になる者、Dクラス、非熟練工になる者、という階層的な制度体系を構想していること、小学校においては小学校と、中等学校の予備学校との区別を

表5 児童一人当たり経費の都市分布

シ リ ン グ	都 市 数		
	1921年	1922年	1923年
— 150	3	2	1
150 — 155	1	3	2
155 — 160	4	3	1
160 — 165	8	3	5
165 — 170	9	12	7
170 — 175	14	16	13
175 — 180	13	15	18
180 — 185	17	15	14
185 — 190	24	19	22
190 — 195	16	28	26
195 — 200	16	16	14
200 — 205	17	21	13
205 — 210	26	25	30
210 — 215	18	9	17
215 — 220	8	16	14
220 — 225	16	15	9
225 — 230	12	10	19
230 — 235	7	14	8
235 — 240	19	12	11
240 — 245	7	9	17
245 — 250	8	10	10
250 — 255	8	5	6
255 — 260	6	5	4
260 — 265	5	4	3
265 — 270	5	5	7
270 — 275	5	5	7
275 — 280	5	2	4
280 — 285	0	2	4
285 — 290	3	1	1
290 — 295	3	3	1
295 — 300	1	2	2
300 — 305	3	1	1
305 — 310	2		1
310 — 315	1		1
315 — 320	2		
320 —	3	3	3

Board of Education

“Elementary Education (England and Wales) Cost Per Child, Elementary Education 1921-1922, 1922-1923(L.E. As’ Actual Expenditure), and 1923-1924 (L.E. As’ April Extimates).”

なくすこと、各段階の移行は基本的には「能力」によること、ただし各クラス間の移行の制度的保証をつくること、などである⁽⁷⁹⁾。このプランは、ドイツ統一学校運動

の主流の考えに極めてよく似ていることに気づかれるであろう。そして共通の小学校、多様な小学校後教育、能力による分化という原則は、実はフィッシャー法の立法者意思の中においてすでに定着しているといえる。逆にいえば、フィッシャーが、自ら地方教育当局との間に本質的矛盾はないといったように「パートナーシップ」が形成されつつあったということができよう。

このことを更に補助金によって、より明確にしておこう。

補助金は、フィッシャー法の重要な政策であるが、フィッシャー法の補助方式の改訂には、ケンブ委員会の補助方式によって生じた地方格差を是正しようという目的があり、これは確かに実効力をもった。表5は各都市の教育費を児童一人あたりの経費で、都市の間の格差を調べたものである。標準偏差を出すと、1921年が36.08、1922年が33.92となっており、明らかに地方格差は縮小しているのである。つまり、フィッシャー法が国庫補助金によって、実質的な統制を強めたのは、こうした地方格差の是正によって、国と地方の協調関係をつくりだしたことで、可能になったのである。

注

(1) 梅根悟監修『世界教育史大系』の『義務教育』『中等教育Ⅱ』『ドイツ教育史Ⅱ』『フランス教育史Ⅱ』『イギリス教育史Ⅱ』の1920年代は、すべて、ドイツ、フランス=統一学校運動、イギリス=中等教育拡大運動という分節になっている。

(2) タイムズ教育版は、‘The future of Public Schools, という論文を載せているが、それは古典的人文教育をあくまで中心とすべきである、という論旨でありパブリックスクールを公教育体系の中にも含みこんでいくことは、全く考慮されていない。‘Times Educational Supplement (以下、TES.)’, 1919. 10. 3, 又、トニーが、‘The Radical Tradition’ に収められた論文‘The Problem of the Public Schools’ を書いたのは1943年になってからのことである。但し『平等』の中で、パブリックスクールも当局から許可をうけるべきである、と指摘している。

“Equality” 1938, p. 158 フィッシャー法の討議の過程で、パブリックスクールを教育庁の視察の対象とすべきことが発言されたことはある。しかし、有力ではなかった。P.A. Harris の発言。(自由党), TES. 1918, 6. 13.

(3) ‘Fisher and Reform’ TES 1917. 1. 4.

(4) ‘The final Report of the Department Committee

大戦間イギリスの教育政策（1）

- on Juvenile Education in relation to employment after the War' TES, 1917. 4. 5.
- (5) ただし、フィッシャー法が提案された時点で、こうしたことが教育界に広く認められていたとはいえない。1917年5月に、NEA(National Education Association)がフィッシャー法についての見解をまとめているが、教育制度の二重性(dual system)が将来も存続することを前提にして、16才までの義務就学延長(初等教育の保障)を提起している。'Mr. Fisher's Speech' TES, 1917. 5. 31.
- (6) 成田克矢『イギリス教育政策史研究』1966, p. 250-251.
- (7) 同上, p. 263-264, なお、中等教育の発展を公正な制度への道と捉えるマスグレイブも同様の評価である。P.W. Musgrave "Society and Education".
- (8) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』:「概して教育機会の拡大という量的側面に目をうばわれ、その質の検討は充分になされていないように思われる。」p. 3.
- (9) 同上, p. 90-103.
- (10) 同上, 序文, p. iii.
- (11) 菅野芳彦氏の『イギリス国民教育制度史研究』1978年について若干コメントしておこう。理論的枠組からすれば菅野氏は、成田、堀尾両氏よりはるかに後退している。氏は、フィッシャー法を無償初等教育・バトラー法を中等教育、権利としての教育を保障したとして把握するのであるが、バトラー法によって生じた11才試験の弊害を事実として記しながら、その弊害を生む芽は、すでにハドレーレポートの中にあることを分析しえていない。それは氏に教育についての国家責任の整備=権利としての教育の実現、というフレームがあるからであり、そのフレームが成立するのは、階級抑圧の武器としての統一学校論(ケルシェンシュタイナー)の存在を位置付けていないからに他ならない。もちろん、イギリス教育史においては、それは論理として、社会的に運動主体を伴っては登場しないのであるが、それは階級協調(ハドレーレポート→バトラー法)の中に、より安定した実現の場を見出しただけであって支配的階級意思として存在しないということではないのである。
- (12) Lawrence Andrews "The Education Act 1918" 1976, p. 88-89.
- (13) 成田, 前掲, p. 237-238.
- (14) B. Simon, "Education and the Labour Movement 1870-1920" p. 357.
- (15) Lester Smith. "Government of Education" 1965, p. 83. ここでいう三大教育法とは、1870, 1902, 1944年の教育法である。
- (16) R. H. トーニー『すべての者に中等教育を』成田克矢訳, 明治図書, p. 19. R.H. Tawney "Secondary Education for all—A Policy for Labour" 1922, p. 15-16.
- (17) 小堀勉氏は、次のように書いている。「1918年の教育法の成果としては、義務就学年令の引き上げ、中等教育における無月謝定員数の増加と将学金制度の創設、14才から18才までの少年に対する昼間補習学校への出席義務制などが挙げられる。がそれらにも増して注目すべき改革は、文教院と地方教育当局との、権限関係をあらたに規定し、教育を国家統制のもとに置こうと企てた点である。」小堀勉, 「時代区分と各時代の特質」同編『欧米社会教育発達史』所収, 1978. p. 62.
- (18) 菅野氏は次の如く書いている。「フィッシャー教育令の最も重視される問題点は、義務就学年令の延長の点であろう。つまりフルタイムで出席義務を持たされる年令の上限を、15才までに引き上げる権限を地方教育庁に付与した(同法第八, 第四条)ことである。」『世界教育史大系8, イギリス教育史Ⅱ』p. 51.
- (19) 菅野, 前掲書, p. 224-229, 三好信浩, 前掲, p. 110-111, G.A.N. Lowndes "The silent social revolution" 1937, p. 70-90. 'Board of Education'の訳は種々あるが、ここでは邦文の引用以外は、「教育庁」の訳を採用する。
- (20) B. Simon, "Intelligence, Psychology and Education" 1971, p. 204. トーニーはこの点を強く批判している。『中等教育をすべての者に』p. 64-65.
- (21) John Graves "Policy and Progress in Secondary Education 1902-1942" 1943, p. 61.
- (22) Simon, op. cit., p. 205.
- (23) Graves, op. cit., p. 89.
- (24) "Board of Education" ハルトックは、この時期、「試験は、はじめ診断的にはじまったが、更に競争・適性をはかる、学校の効率をはかる、という機能が加わり、試験制度は、今日の社会で、本質的な部分になりつつある。」と書いていた。P.J. Hortoc 'The case for Reform' TES, 1917. 5. 10.
- (25) 三好信浩『イギリス労働党公教育政策史』1974, p. 51.
- (26) 'Education after the War' "the final Report of the Departmental Committee on Juvenile Education in relation to employment after the War" TES, 1917. 4. 5.

- (27) タイムズ教育版は、1917年8月9日にドイツでの1916年以來の改革動向を紹介しているが、政府においてはもちろん、つかんでいたはずである。'Education Reform in Germany' TES, 1917. 8. 9.
- (28) TES, 1917. 1. 14.
- (29) 'Educational Policies' The Headmasters' Association, TES, 1917. 7. 19.
- (30) 'Headmasters' Policy, TES, 1917. 8. 9.
- (31) 'Head teachers and Reform' TES, 1917. 3. 29.
- (32) 'Mr. Fisher's Speech' TES, 1917. 5. 31. ここでは、法改正には消極的だが、1917年5月3日のTESに掲載されたNEAの要求は、14歳までの就学義務、中等学校設立の地方教育当局の義務、継続学校への義務、労働の年齢制限を法律で定めるべきであるとしている。
- (33) 'Educational Policies II Assistant Masters' TES, 1917. 7. 19.
- (34) 'The Future of the Classics Deputation to Mr. Fisher' TES, 1917. 5. 10.
- (35) *ibid.* ただし、マンスブリッジ等の発言には、1910年頃まで、初等教育内容が労働者教育の主流であったのに対し、1910年以降、労働者自身の要求が高まり、中等教育の内容が強く求められていた、という背景があったことは、忘れるべきではない。Rodney Barker "Education and Politics 1900-1951—A Study of the Labour Party" 1972, p. 124.
- (36) Brian Simon "Education Land the Labour Movement 1870-1920" 1965, p. 348 による。サイモンによれば当時「中等教育をすべての者に」のスローガンを主張したのは、唯一このTUCのみで、1916年11月12日に、WEA, NUT, E.R.C (Educational Reform Council) の合同の代表者会議がもたれたがどこもこのスローガンを支持せず、中等学校の増加 (WEA)、初等学校以外の学校の設置 (NUT)、初等学校を二段階に分ける (ERC) 等の水準にとどまっていた。 *ibid.*, p. 349.
- (37) 三好, 前掲, p. 157-158.
- (38) 三好氏は、ここで「1917年の党大会の決議は、革新的内容をもつものであって、それが満場一致で可決されたということは、当然、フィッシャー法案に対する党の明確な態度となって示されることが予想されるであろう。ところが事態は予想通りに進まないところに、当時の労働党の教育政策の特質があった」(p. 158) として、その理由を、1. 党の基本方針の不明確、2. 教育政策の曖昧さ、3. 自由党と結んでいたという政治的
- 理由、の三点をあげている。しかし、1. はともかくとして、2. については、前で革新的で明確なものを予想させるものだと評価しているのだから、矛盾した理由付けといわざるをえない。やはり、要求は、現実を打開するという点で推進力をもつか否かで評価をしなければならぬのであって、この労働党の要求そのものの中に、「明確な態度をとりえない」ものを予想させる、という方が正しいであろう。しかも必ずしも革新的でないものも含まれている。例えば「一切の授業料の廃止」である。授業料の廃止、というのは、いかなる場合でも革新的であるのではなく、それが労働者階級に敵対する学校でなく、又、労働者にも開かれている学校に対して適用されるとき、革新的あるといえるのである。そうでないとき、「無償」とは、それを公費 (祖税) で負担する、ということであるから、反労働者の学校を、労働者の支出で部分的にせよ支える、ということになるのであって、それは正しく反動的なのである。この時期、公立の中等学校が設置され、無償席があったとはいえ、中等学校そのものの性質が変化したのでもなく、實際上、労働者の子が進学することはまれだったのであるから、より厳密に評価しなければならないだろう。又、5. の要求も革新的といいきってよいものではない。地方教育費の国庫負担については、本論で詳述するとして、何故エリート教員である中等教員のみが年金が要求されているのか。以上の如く、三好氏の評価には、大きな疑問を感じざるをえない。
- (39) Andrews, *op. cit.*, p. 19.
- (40) 反対が出されると報じられたのは、4月では、バーミンガム、ゲイテスヘッド、シエフィールド等である。TES, 1917. 4. 26.
- (41) TES, 1917. 4. 26.
- (42) *ibid.*
- (43) 'Mr. Fisher at Plymouth—The Outlook for Reform' TES, 1917, 5, 10. 'Mr. Fisher at Newcastle, TES, 1917. 6. 7.
- (44) 'Mr. Fisher's proposal' TES, 1917. 4. 26.
- (45) TES, 1917. 4. 26, 'The Debate on Mr. Fisher's Speech' TES, 1917. 5. 3.
- (46) TES, 1917. 5. 10.
- (47) 'The Future of Secondary Schools Deputation to Mr. Fisher, TES, 1917. 7. 19.
- (48) TES, 1917. 8. 16. 『英国教育改革法案』文部省.
- (49) Board of Education "Memorandum on the Board of Education Estimates, 1923-1924" 1923. "Memoran-

大戦間イギリスの教育政策（1）

dum on the Board of Education Estimates 1926” 1926. Simon “The Politics of Educational Reform 1920-1940” 1974. 掲載の表によって、再構成したものの。

- (50) Board of Education. “Memorandum on the Board of Education Estimates 1923-1924” p. 3. 1921～22年の増加について、こうした分析をしている。1921年7月19日、8月25日に、給与水準改訂の回状(circular)が出されている。Board of Education “Circular to Local Education Authorities, Circular 1220. Standard Scale of Salary for Teachers in Public Elementary Schools” 1921. 7. 19. 同名, Circular 1229, 1921. 8. 25. 但し、後者によれば、7月19日の回状は、充分に地方教育当局に徹底せず、したがって基準がうまく機能していないので、再び出された、としている。7月19日の基準の改訂は次のようになっている。

	1921～22に採用の基準		1922～23に採用の基準	
	有資格、採用から 1922. 3. 31		有資格、採用から 1923. 3. 31	
	男	女	男	女
I or II	£ S d			
既研修	164 3 4	153 6 8	168 6 8	156 13 4
未研修	153 6 8	142 10 0	156 13 4	145 0 0
III				
既研修	167 10 0	156 13 4	175 0 0	163 6 8
未研修	156 13 4	145 16 8	163 6 8	151 13 4
IV				
既研修	137 6 8	162 10 0	186 13 4	175 0 0
未研修	162 10 0	151 13 4	175 0 0	163 6 8
無資格				
I or II	101 3 4	92 0 0	102 6 8	94 0 0
II	103 3 4	94 0 0	106 6 8	98 0 0
III	106 13 4	97 6 8	113 6 8	104 13 4

- (51) 上記二つの Memorandum によって計算した。
 (52) この点についてはサイモンも同様の指摘をしている。Simon, op. cit. p. 32.
 (53) 三好氏によれば「ゲッジスの斧」の教育についての内容は、無償席を25%に制限、教師の給料50%カット、等によって、教育費の総額を5,000万ポンドから3,400万ポンドに引き下げるとのことであるが、(三好, 前掲 p. 186-187) これは、その通り実施されたとはいいがたい。例えば、無償席についていえば、1921年の34.8%から1922年31.8%に減少するが、すぐに回復して、1931年まで一貫して上昇している。又、教育費の総額にしても、全体としてはかえって増大してい

るのであり、したがって教育政策上、フィッシャー法の評価について「ゲッジスの斧」を過大に評価することは誤まりというべきであろう。実際の影響としては、継続学校の義務化が延期されたことがあるが、これとても、法制の時点で既に、7年間の猶予があったのであり、しかも、8年後の1926年に出された「ハドレーレポート」では、ことなつた方針がだされている。それ故、フィッシャー法については、あくまで法そのものもっていた論理が考察されるべきだろう。

中等学校無償席及び全教育支出 (England and Waled)

	年 授 用 人	無償生	割合%	補助金	地方税	合 計
1914	60,453	18,310	30.3	13,772	15,555	29,327
20	96,283	28,539	29.6	30,191	23,688	53,879
21	95,561	33,253	34.8	38,317	32,224	70,541
22	90,601	28,829	31.8	40,002	34,059	74,061
23	80,754	26,116	32.3	38,681	32,209	70,890
24	80,340	27,191	33.8	38,094	30,317	68,411
25	84,567	32,161	38.0	38,489	31,345	69,834
26	86,908	33,743	38.8	39,097	32,214	69,311
27	88,946	37,056	41.7	39,088	32,846	71,934
28	89,253	38,097	42.7	39,582	33,197	72,779
29	84,385	37,014	43.8	41,790	35,235	77,025
30	86,119	39,079	45.4	42,418	37,052	79,470
31	89,682	43,823	48.8	43,778	38,485	82,263
32	96,342	46,946	48.7	41,412	39,340	80,752
33	92,652	43,865	47.4	38,336	39,839	78,175
34	92,490	41,106	44.4	38,518	40,522	79,040
35	94,540	42,304	44.8	40,288	42,414	82,702
36	93,850	42,327	45.1	42,749	43,576	86,325
37	97,115	45,957	47.3	43,922	44,968	88,890
38	98,820	46,707	47.3	44,989	46,684	91,673

{補助金、地方税等支出は初等、中等の合計 1,000
ポンド

Simon, op. cit. p. 365, p. 377.

- (54) B. Simon, op. cit. p. 16.
 (55) ランカシャー選出議員 H. Hibbert 1918年3月13日、第二読会での発言、‘Parliament’ The Education Bill, second reading debate, TES, 1918. 3. 14.
 (56) Manchester Guardian に掲載された Fine Cotton Spinners’ Association の副議長、John McConnell の投書、フィッシャーが演説の中で紹介しているもの、TES, 1917. 10. 4. 及、Liverpool, Salford の青年雇用委員会が青年労働力の必要性から13才以上の雇用制限を除くべきであるという意見をまとめている。Bedfordshire の教育委員会 (Education Committee) は農業労働力の確保という視点から反対している。TES,

1917. 5. 3.
- (57) 1918年6月5日委員会での Hibbert の発言, TES, 1918. 6. 13.
- (58) *ibid.* ただし, ヒッベルトは, ここで, 14~18才の12万の青年に30人に1人の教師をやとうと, 1人200ポンドとして, 26万ポンド必要で, そんな金はない, といっているが, 筆者の計算では, 13万ポンド強ですむはずなので, 批判のため大きな数字をあげていることになるう。
- (59) 'Mr. Fisher's Campaign' The Manchester Speech' TES, 1917. 10. 4.
- (60) TES, 1917. 8. 16.
- (61) 1918年3月18日の第二読会でのレウィス (Lewis) の答弁. TES, 3. 21, 6月5日の委員会討議のフィッシャーの答弁, TES, 1918. 6. 13, (この日, 激しいヤジに抗しかねて, フィッシャーは7年間の実施延期, 320時間を280時間に減らす, という提案をしている。これに対し, 労働党が逆に反発し, 実効性の保障としてスノーデン (P. Snowden) が, 生計費補助の提案をするが, 143対54で否決されてしまう。一否決は, 6月10日一, 労働党が積極的に対応した内容は, ほとんどこの生計費補助につきていた。
- (62) TES, 1918. 5. 9.
- (63) 'Why educational Bills have died' TES, 1917. 11. 1. 連合織物工場労働者協会 (United Textile Factory Workers' Association) は, 4月に法反対を81,449対32,932で決めている。(TES, 1918. 4. 18.) 但し, W.E.A は, 工場内継続学校に反対 (TES, 1918. 1. 17), ブリティッシュ労働者同盟 (British Workers' Leage) は, 雇用に都合のよい状態で賛成。(TES, 1917. 11. 8.)
- それから委員会審議において, 義務化を熱心に主張する者が多くいたこともいうまでもない。「児童労働は国家の問題であり, 健全なる教育なくして, 健全なる労働者はない。—Dawby (Stea Engine Makers' Society)」 TES, 1918. 3. 28.」, 又, マンチェスターからの投書「今の児童労働は悲惨であり, 労働時間を減らすことで, かえって失業を減らすことができる。」が紹介されている。TES, 1918. 2. 28.
- (64) 教育行政問題については, 多く「二重性」の問題として捉えられてきたが, 「二重性」の内容については, 「州参事会, 特別市参事会」と「市参事会」の二重性 (成田, 前掲, p. 232), 「学校に対する国家と教会の二重支配」(空本和助『イギリス教育制度の研究』 p. 56.) 「公立と私立の二重性」(菅野, 前掲, p. 186) と様々な理解がある。
- (65) TES, 1917. 8. 16.
- (66) 'Mr. Fisher and his critics' TES, 1917. 10. 25.
- (67) *ibid.*
- (68) Andrews, *op. cit.*
- (69) TES, 1918. 3. 14.
- (70) TES, 1917. 12. 20.
- (71) London Country Council "Development Memorandum" No. 1—No. 10. このプランはフィッシャー法の規定によるものであることが明記されている。
- (72) 具体的なカリキュラムを示しておくとして,
 小学校低学年: 自然学習 } 4時間/週
 小学校高学年: 初歩の機械, 化学, 熱電気 }
 中央学校 (職業的重点をおく)
 : 基本的物理, 植物, 化学, 心理, 衛生, 工場などであるとよい。
- ibid.*
- (73) Federal Council of Lancashire and Chesine Teachers' Asscciation. 'A National System of Education—some Recommendations for Establishing it in England during the Decade ending Ten Years Hence' 1920.
- 構成団体は次のようになっている。
 リバプール, マンチェスター大学 (以下, マンチェスター, ランカシャー地域のもの), 校長協会, 教頭協会, 校長女教師協会, 私学協会, NUT. (The Assistant Masters' Association), 教頭協会 (The Association of Head Teacher), 定時制参事会, 技術学校教師協会, 全日美術教師ソサイエティ, 家政教師協会, 音楽家協会, 全日手工教師協会。
- ハーフタイムシステムや継続学校問題については全く触れられていない。